

グループホーム西松庵のご案内（重要事項抜粋）

1. 事業者

（１）法人名	医療法人 健泉会	（４）電話番号	０７２－９５４－３３０１
（２）法人所在地	大阪府羽曳野市恵我之荘１丁目１０番１４号	（５）設立年月日	平成５年１２月１６日
（３）代表者氏名	理事長 島 田 健 一		

2. 事業所の概要

（１）事業所の種類	認知症対応型共同生活介護事業所・介護予防認知症対応型共同生活介護事業所
（２）事業所の目的	科学的で適正な医療及び医学的な管理下の介護の普及により、心身の健康の維持増進を図り、要介護者にあっては その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な援助を与えることにより、地域医療及び 福祉に貢献する。
（３）事業所の名称	医療法人健泉会 グループホーム西松庵
（４）事業所の所在地	大阪府羽曳野市高鷲７丁目８２
（５）電話番号	０７２－９５３－１５１１
（６）事業所長	（管理者）井関 康範
（７）運営の方針	医療法人健泉会 グループホーム西松庵のスタッフ一同は、設立理念である「利用者同士やスタッフとの暖かい 交流を図り、心身の状況の改善により、安心、安全な生活を実現します。」「趣味や特技を生かし、地域社会との 交流を図り、生きがいとあなたらしさを発揮できる生活を実現します。」「自然と親しみ、栄養に配慮したおいしい 食事の支援を行い、充実した設備の中で快適な生活を実現します。」を目指して一所懸命努力してまいります。
（８）開設年月日	平成１８年１月１日
（９）利用定員	９人 × ２ユニット

3. 勤務体制

昼間の体制	夜勤時間帯以外の時間帯に３人以上 ①７：００～１６：００ ②９：００～１８：００ ③１１：００～２０：００ ※上記時間帯以外での短時間勤務も有り
夜間の体制	１ユニットにつき １人 夜勤（夜勤時間帯 １７：００～１０：００）

4. 職員の配置状況（令和７年４月１日時点）

◎ 管理者	１名（常勤）	◎ 計画作成担当者	１名（常勤）
◎ 介護職員	１５名（常勤１３名・非常勤２名）	◎ 介護補助職員	２名（非常勤）

5. 提供するサービスの内容

- 食事・排泄・入浴（清拭）・着替えの介助等の日常生活上の世話、日常生活の中での機能訓練、健康管理、相談・援助等について
包括的にサービスを提供します。

6. 利用料金

毎月必要となる費用

居室の提供（お部屋代）	５０，０００円 / 月
食事の提供	４８，０００円 / 月
管理費（水道・光熱費含む）	３４，０００円 / 月
個人消耗品等の費用	その他、個人で使用した消耗品代、医療費等は実費精算による 自己負担となります。

（月半ばで入退居の場合、日割り計算させていただきます。また、外泊・外出・入院で食事されない場合、
該当する食事分を割り引いて計算させていただきます。）

認知症対応型共同生活介護サービス １日あたりの自己負担額（概算）

介護度	金額（１割負担/２割負担/３割負担）
要支援２	７７０円/１５３９円/２３０８円
要介護１	７７４円/１５４７円/２３２０円
要介護２	８１０円/１６１９円/２４２８円
要介護３	８３４円/１６６８円/２５０２円
要介護４	８５１円/１７０１円/２５５１円
要介護５	８６８円/１７３６円/２６０４円

加算サービス １日あたりの自己負担額（概算）

加算名称	金額（１割負担/２割負担/３割負担）	備考
初期加算	３１円/６２円/９３円	入居日から３０日間加算されます。
医療連携体制加算Ⅰ（ハ）	３８円/７６円/１１４円	別途同意いただいた場合に加算されます。
退居時相談援助加算	４１１円/８２２円/１２３３円	退居時に算定する場合のみ加算されます。
看取り介護加算	74/148/222 円～1315/2629/3944 円	別途同意いただいた場合に加算されます。
サービス提供体制強化加算Ⅰ	２３円/４５円/６８円	１日あたりにつき加算されます。
入院時費用	２５円/５０６円/７５８円	１日あたりにつき最大６日加算されます。
口腔衛生管理体制加算	３１円/６２円/９３円	１月あたりにつき加算されます。
介護職員処遇改善加算Ⅰ	１ヵ月の合計単位数に１０００分の１８６を乗じたものが加算されます。	

7. 秘密の保持について

- (1) 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- (2) 事業者及び事業者の使用するもの（以下「従業員」という）は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- (3) また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- (4) 事業者は、従業員に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とします。

8. 個人情報の保護について

- (1) 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当学会議、他の介護サービス事業者との連絡調整、体調等を崩し又はけが等で病院に行った時に医師看護師等に説明する場合において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当学会議、他の介護サービス事業者との連絡調整、体調等を崩し又はけが等で病院に行った時に医師看護師等に説明する場合において、利用者の家族の個人情報を用いませぬ。
- (2) 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- (3) 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）
- (4) 事業者は利用者及びその家族の個人情報の利用目的を変更する場合には、その内容を利用者及びその家族に対して書面により通知もしくは事務所内に掲示するなどの方法により公表します。

9. 事故発生時の対応について

利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、医療法人健泉会しまだ耳鼻咽喉科をはじめとする医療機関と連携し、緊急時は適切な処置及び管理の他、入院先の確保を依頼する等の必要な措置を講じます。また、利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

10. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 井関 康範
-------------	-----------
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。
- ③ 虐待防止のための指針の整備をしています。
- ④ 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- ⑤ サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

11. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び様態等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- ① 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限る
- ② 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限る
- ③ 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解く

12. サービス提供に関する相談、苦情について

- (1) 苦情処理の体制及び手順
 - ア 提供したサービスにかかる利用者及びその家族からの相談の及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。
 - イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - ・苦情や相談があった場合は、状況を詳細に把握するために、必要な聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。相談担当者は把握した状況を管理者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて、関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 グループホーム西松庵 担当者：井関	羽曳野市高鷲7－82	072－953－1511
【市町村（保険者）の窓口】 羽曳野市保健福祉部指導監査課	羽曳野市誉田4－1－1	072－958－1111
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	大阪府中央区常盤町1－3－8	06－6949－5418